

2021年4月5日

各 位

株式会社 鳥取銀行

**松江市の大規模火災にかかる災害に対する当行の対応について**

このたびの火災による被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

鳥取銀行では、火災により被災された皆さまを支援させていただくため、下記の通り対応しております。

**1. 被災者の皆さまへのご対応**

- ・各種ご預金の通帳・証書ならびにお届けの印鑑を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
- ・ご事情に応じて、定期預金、定期積金等の期限前払戻し（中途解約）ならびに定期預金を担保とする貸付をいたします。
- ・この度の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
- ・この度の災害時における手形の不渡処分、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等について配慮いたします。
- ・損傷した紙幣・硬貨の引き換えをいたします。
- ・国債を紛失された場合のご相談に応じます。
- ・災害の状況、応急資金の需要などを勘案し、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたしますので、お取引店にご相談ください。
- ・罹災証明書が必要となる手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出に応じるなど、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたします。

**2. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応**

このたびの災害の影響により、住宅ローンや事業性ローン等のお借入れのご返済が困難となっているお客さまにおきましては、本ガイドラインをご利用することでお借入の免除・減額を申し出ることができます。

以 上

《 本件に関するお問い合わせ 》  
鳥取銀行 事務統括部（神波）  
TEL 0857-37-0374